

「(仮称)尼崎市人権いきづくまちづくり条例」と 障害者の情報・コミュニケーション支援の方向性について

1 これまでの経緯

本市における障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けては、平成 28 年度に「差別解消・コミュニケーション支援等検討事業」を創設して、まずは、手話言語条例を制定し、その後、情報・コミュニケーション支援条例の制定について検討していくこととしていた。

そのため、手話言語条例については、平成 29 年 12 月に「尼崎市手話言語条例」を制定・施行し、平成 30 年度から「手話言語普及啓発事業」を創設して、手話やろう者に対する理解、手話の普及等に向けた施策を展開してきている。

また、情報・コミュニケーション支援条例については、平成 30 年 8 月に先進市（情報・コミュニケーション支援条例を制定している 21 自治体）へのアンケート調査を実施し、各市の取組の把握や本市が実施する事業との比較・分析を行うなど、条例制定に向けて検討を進めてきたところである。

そのような中、国においても、障害者の情報・コミュニケーション支援に係る法律や計画等の整備が図られてきており、その中で、市町の責務や実施すべき施策の方向性が示されてきている。また、本市においても、障害者を含む人権施策の総合的かつ積極的な推進を図るため、現在、人権基本条例の制定に向けて取組が進められている。

2 障害者の情報・コミュニケーション支援に係る取組

国においては、平成 19 年に署名した「障害者の権利に関する条約」の批准（平成 26 年）に向けた国内法整備の一環として、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の一部改正法が施行されており、その中で、「情報の利用におけるバリアフリー化等（第 22 条）」を掲げ、地方自治体の責務を規定している。

また、当該法律における施策等を総合的かつ計画的に図るため策定された「障害者基本計画」については、平成 25 年度に第 3 次計画が、平成 30 年度に第 4 次計画が閣議決定され、ともに「情報アクセシビリティの向上」や「意思疎通支援の充実」を当該計画の基本的方向として位置付けてきており、市町村においても、これらを基本とした計画の策定が義務付けられている。

3 本市条例を制定するにあたっての課題

本市では、平成 13 年度に「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」を策定（平成 22 年度に改定）し、その中で障害者の人権施策に係る現状と課題を掲げてきており、具体的な施策や取組については、「尼崎市障害者計画・障害福祉計画」に盛り込むことで、

その推進を図ってきているところである。

平成 28 年度に「障害者差別解消法」を含む人権三法が施行されたこと等を背景として、本市における人権施策を総合的かつ積極的に推進していくため、現在、ダイバーシティ推進課においては、本市の人権施策に係る基本理念や市・市民・事業者の責務等を位置付けた条例となる「(仮称) 尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」の制定に取り組んでおり、令和 2 年 2 月の制定を目指している。

当該条例の制定にあたっては、人権に関連する他の条例や計画との関係性を整理することとされているため、情報・コミュニケーション支援を含む障害者の施策についても、当事者の権利や市の考え方（基本理念・責務など）、また、市が講ずるべき取組や配慮（基本施策など）をどのように条例や計画に盛り込んでいくのか、改めて整理していく必要がある。

4 今後の方向性について（まとめ）

今般制定される「(仮称) 尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」では、条例名称である「人権文化いきづくまちづくり」の定義について、『本市に住み、本市で働き、集い、学び、活動する全ての人びとが、互いに多様性を認め合い、つながりを持ち、支え合うことにより、暮らしやすいと実感することができるまちにしていく取組』と規定している。

また、その説明として骨子素案には、『社会的弱者が社会生活に参加するうえで支障となる道路の段差などの物理的な障害を取り除くバリアフリー社会の創造や、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害の特性・能力の如何を問わずすべての人が施設・製品・情報を利用できるように設計・整備するユニバーサル・デザインなどの物的な側面も含まれます。』と記載されており、その推進に関する施策（人権施策）の策定・実施を市の責務と規定していることから、障害者の情報・コミュニケーション支援に係る施策についても、当該条例の取組に位置付けられることとなる。

【(仮称) 尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（骨子素案）】

現行案	
II	条例（骨子素案）の概要
3	市、市民及び事業者の責務
(1)	市の責務
ア	市は、性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病、被差別部落出身その他の出自・経歴等を理由とした人権問題の解決を図るとともに、 <u>人権文化いきづくまちづくりの推進に関する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、実施します。</u>

4 施策の策定等

市は人権施策として次に掲げる施策を策定し、実施します。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する施策
- (2) 人権擁護に関する相談及び支援に係る体制の整備に関する施策
- (3) その他、人権の尊重に資する施策

当該条例が制定されることで、障害者を含むすべての人の「人権尊重」が基本理念として盛り込まれることや、当該条例に基づき、今後策定される「(仮称)人権文化いきづくまちづくり計画」において、各分野(子ども、障害者、高齢者、外国人など)における人権施策の現状や課題、方向性等が示されることから、本市としては、障害者の情報・コミュニケーション支援に係る基本理念や考え方についても、当該条例や計画に盛り込んでいくこととする。また、具体的な施策の実施にあたっては、各分野の計画において推進を図るとされていることや、国の取組等によって、障害者の情報・コミュニケーション支援に係る市町の責務や実施すべき施策の方向性が明確に示されていることから、情報・コミュニケーション支援条例を制定して示すこととしていた今後の具体的な施策の展開方向については、「(仮称)人権文化いきづくまちづくり計画」や次期の「尼崎市障害者計画(第4期:令和3~8年度)」に盛り込み、両計画を基に、障害者の情報・コミュニケーション支援の取組を推進していくこととする。

以上

尼崎市人権文化いきづまづくり条例

目的

本市における人権文化いきづまづくりに関して、「市・市民・事業者の責務」と「基本的な事項」を規定し、人権文化いきづまづくりを推進する。

定義

「人権文化いきづまづくり」とは、
人権文化が浸透し、本市に住み、本市で働き、集い、学び、活動するすべての人びとが、お互いの多様性を認め合い、つながりを持ち、支え合うことにより、住みやすいと実感できるまちにしていく取組。

市の責務

市は、性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病、被差別部落出身その他出自・経歴等を理由とした人権問題の解決を図るとともに、人権文化いきづまづくりの推進に関する施策（人権施策）を策定し、実施する。

施策の策定

市は、人権施策として次の施策を策定し、実施する
「人権教育及び人権啓発の推進に関する施策」
「人権に関する相談及び支援に係る体制の整備に関する施策」
「その他、人権の尊重に資する施策」

推進体制の整備

市は、「人権文化いきづまづくり計画」に基づく人権施策を総合的に推進するための体制を整備する。

解説

①

「人権文化」とは？

日々の暮らしの中で人権尊重の理念が生活文化として定着していること。これは、社会的・文化的な側面のみならず、社会生活に参加するうえで支障となる道路の段差などの物理的な障害を取り除くバリアフリー社会の創造や、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害の特性・能力の如何を問わずすべての人が施設・製品・情報を利用できるように設計・整備するユニバーサル・デザインなどの物的な側面も含まれる。

人権文化いきづまづくりの推進に関する施策（人権施策）には、障害者の情報・コミュニケーション支援に関する施策も含まれる。

解説

②

「人権施策」の推進方法

人権施策を総合的かつ計画的に実施するための計画
「人権文化いきづまづくり計画」を策定する。
当該計画において、障害者、高齢者、外国人、子どもなど各分野における人権施策の現状や課題、方向性を示し、具体的な施策は、各分野別の計画等で推進していく。

人権施策

障害者

高齢者

外国人

子ども

その他

障害者の情報・コミュニケーションに関する具体的な施策については、「尼崎市障害者計画」に位置付け、推進を図る。